

業者間より船舶、融通ヲ受クヘシト強硬ナル態度ヲ持シ六月
付別記通知書ヲ罷業船夫ニ郵送シタルカ今夜府下千住所水神
地先繋留中一船舶内ノ船員及船夫、牧野等一切ノ竊取シ或ハ
河中ニ投棄シタルモノアルヨリ所轄署ニ於テ犯人捜査中ナル
カ本件ハ争議團體ノ所為ト見料セラレヨリ事業主ハ社員ヲ
督シテ其ノ動靜ヲ監視ハシメ居シ

三、受傷者側

不参加三十二名ノ去就ハ本會議ノ運命ノ左右スヘキ地位ニ
ルヨリ其ノ切崩シニ努ムル處アリタルカ不成功ニ終リ前報撰
取側ノ合流亦不能ニ終リタルヨリ持欠戦ヲ期待せん外特筆ス
ヘキトナシ

右及申(通) 報候也

(別記)

通知書

日本造船労働組合連合会 第二分會 名簿ヲ以テ當會社ニ對シ六月三十日付要亦書對シテ就
ニ七月一日付以下左記ノ通知書御回答候事、既に御承知事ト存候

一〇七

一、六月三十日付要亦書對シテ遺恨アリテ交渉致シ難シ

二、各船夫ハ社会ノ一員トシテ就業セシメ
三、本會社ハ労働者ノ権利ヲ保障スルニ努ミテ、労働者ノ利益ヲ代表スルニ務ムル所ナリ
四、本會社ハ労働者ノ福利ヲ増進スルニ努ミテ、労働者ノ生活ヲ向上スルニ務ムル所ナリ
五、本會社ハ労働者ノ教育ヲ進ムルニ努ミテ、労働者ノ知識ヲ増進スルニ務ムル所ナリ
六、本會社ハ労働者ノ健康ヲ維持スルニ努ミテ、労働者ノ生命ヲ保護スルニ務ムル所ナリ
七、本會社ハ労働者ノ家族ヲ養フニ努ミテ、労働者ノ生活ヲ安定スルニ務ムル所ナリ
八、本會社ハ労働者ノ地位ヲ向上スルニ努ミテ、労働者ノ社会ノ一員トシテ尊重スルニ務ムル所ナリ
九、本會社ハ労働者ノ利益ヲ代表スルニ努ミテ、労働者ノ利益ヲ保護スルニ務ムル所ナリ
十、本會社ハ労働者ノ福利ヲ増進スルニ努ミテ、労働者ノ生活ヲ向上スルニ務ムル所ナリ
十一、本會社ハ労働者ノ教育ヲ進ムルニ努ミテ、労働者ノ知識ヲ増進スルニ務ムル所ナリ
十二、本會社ハ労働者ノ健康ヲ維持スルニ努ミテ、労働者ノ生命ヲ保護スルニ務ムル所ナリ
十三、本會社ハ労働者ノ家族ヲ養フニ努ミテ、労働者ノ生活ヲ安定スルニ務ムル所ナリ
十四、本會社ハ労働者ノ地位ヲ向上スルニ努ミテ、労働者ノ社会ノ一員トシテ尊重スルニ務ムル所ナリ
十五、本會社ハ労働者ノ利益ヲ代表スルニ努ミテ、労働者ノ利益ヲ保護スルニ務ムル所ナリ
十六、本會社ハ労働者ノ福利ヲ増進スルニ努ミテ、労働者ノ生活ヲ向上スルニ務ムル所ナリ
十七、本會社ハ労働者ノ教育ヲ進ムルニ努ミテ、労働者ノ知識ヲ増進スルニ務ムル所ナリ
十八、本會社ハ労働者ノ健康ヲ維持スルニ努ミテ、労働者ノ生命ヲ保護スルニ務ムル所ナリ
十九、本會社ハ労働者ノ家族ヲ養フニ努ミテ、労働者ノ生活ヲ安定スルニ務ムル所ナリ
二十、本會社ハ労働者ノ地位ヲ向上スルニ努ミテ、労働者ノ社会ノ一員トシテ尊重スルニ務ムル所ナリ

東京市芝区日比谷地先河岸

丸船夫

通知人 南水運船株會社

